

市民のひろば



とんちのちり

一番楽しいことは？「やはり、裁縫している時かしら」大藤女学院に通う細川喜和子さん、22歳。鈴を振るような声、美しい瞳がくるっとまわる。今、やりたいことは旅行。過去、九州、山陰とまわった。独身最後の旅行は東北、北海道がよいと言う。恋人は？と聞くと、まわりの友人から、100人！というひやかしの声。さもあらん、この人ならば、と記者も納得。理想の男性は？即座に「顔より心」と答えが返ってきた。なんとなく嬉しくなる。十年後のあなたはどんなになっていると思いますか？「きっと子供が2、3人いて、旦那さんにつくしているでしょうね」と、笑いがこぼれる。あなたが一番イキイキする時は——雨降りの翌朝、早く起きだして木の葉のしずくを見ている時……。その言葉にこの人の豊かな詩心、しっとりした内面の静かさを感じました。



生活保護の程度は、

生活保護は、生活の程度がどのくらい低く受付けられますか。ある程度所得があっても、家族に重病人がたときなど、医療だけの扶助を受けられますか。

■お答えします。

十市生
家族の構成、収入の状況、扶養義務の有無などがわかりませんので、お答えしにくいですが、

生活保護は、原則として保護を受ける人が、できる限り働いた収入のふだんの暮らしに必要でないものを売ったり、親せきなどの助けを受けても、まだまだ生活に困っているときに受けることができます。

これは、生活保護の申請をすれば、級地別、性別、年齢別に厚生大臣が決めた生活保護基準額にあてはめて計算した生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費などの合計額に、その世帯の収入または、他からの仕送り、年金、恩給、扶養料などの合算額が足りないとき、その足りない分だけ生活保護費として支給するものです。
例えば、世帯主五十歳、男で日雇い仕事の場合、この人の生活保護基準額はおよそ一万六千円になります。本人が働いて得る収入



世の中狂っている？

岩原重子
(白木谷)

この地球上に一人間として存在して、今迄通ってきた道。幼児、小学校、中学校、高校。そして社会人として母親となり、一家の主婦として平凡な毎日ではありましたが、人生五十年の時代は過ぎさり、平均寿命は伸びるばかり。喜ばしい事とは思いますが、住みよい世の中になったのであるか。いやその反対だとも言えるのではないだろうか。世の中、狂っているといっても過言ではない。

政府とも言う。田中政権とも言われる。「それは私の責任です」と言う事ができるのではないのでしょうか。もう一度ここで反省し、第一歩から考えるべきではないでしょうか。何事においても、責任を他人になすりつける事も上手な私たちであるように思われませんが、今一度、私たちが何かできる事はないのか、考えてみようではありませんか。

の閉結をもって不買運動を起すなり、質実剛健の姿勢を貫きたいと思ふ。
ペンにすれば、いろんなこと言えるけれど、私自身も狂っている一人——

商工婦人の役割

夜空をそめたB29の恐怖も過去となり、現在では、天下御免の道路の上で真紅の血痕が交通戦争のものしさを語っている今日、この瞬間にしておこる現状を私たちの可愛い子供たちに残していいものでしょうか。

十二月には市長の改選も行なわれ、せめて南園市は緑の都市として、子供たちに心の故郷として、次の世代への送り物としたい。

南園市商工会婦人がここに体質改善して再出発の運びとなった。南園市における商工業者の占める位置は大きいし、また、商工婦人の役割も見逃すことは出来ないと思ふ。これを各自自覚していただき、今後の運営にお力添えをおねがいする次第である。

つぐし



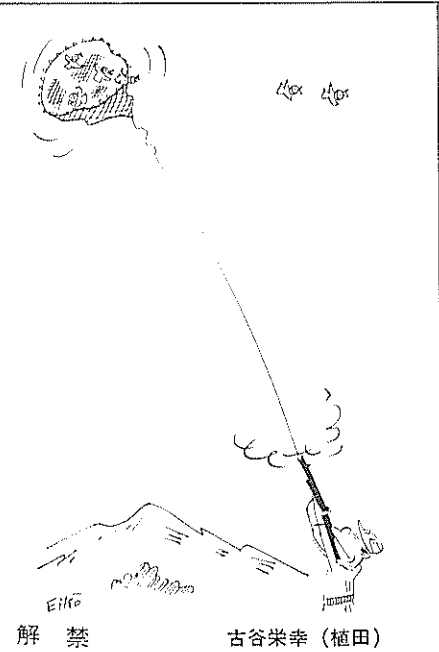
二十八年前の夏、私は戦火に焼け出され、朝倉の米田という所に一時身をよせました。その頃を回想し、思い出の地にかつての夏草の跡をたずねてみました。

鏡川橋をわたり、川に沿って上手の道を下流へとさかのぼると米田の里とか、昔に安らぬ鏡川の清い流れは私の記憶の糸を引き、わずかな日数ながらそこで過ごした戦時の頃がよみがえって来ます。

思い出のこみち
中心地へ歩いていき、疲れを知らぬ若さを戦争ひとすじにかり立てられた日々。
こゝには米田の里、私を覚えていたのかしら、おばあさんになつた私を、え、知らないって？
その筈です。私だつてあの頃は、

ほら、そこへいく若い人と同じようにかわいしい乙女だったのですもの、アハハ。
東京から故郷の高知へ、上町から朝倉へ次第に追いつめられた戦争の火の手に、傷心の私をなぐさめてくれたのは、この地の緑と川の美しさだったのです。絶えることのない鏡川の流れよ、その名のようにいつまでも清く豊かに流れてほしい。戦後二十八年の歴史を語り、木々、川よ、それらは秋暗れの空とあいまって、陰となり、きらめきとなって私の回想の中にとけこむのでした。

刈谷益子(後免)



古谷栄幸(植田)

つつありませう。

認定額が五千円とされたときはその五千円を保護の支給額から差し引かれ、扶助される額は一万一千円となります。この場合、働らいた収入額が全額認定されるものでなく、勤労控除がされることはもちろんです。

次に医療扶助ですが、現在では病気になることも国民健康保険や一般の健康保険などがあり、被保険者であったり、被扶養者であるために全額、または七割まで給付が受けられます。また、入院のときも、月額三万円を越えるときには、国が負担することにもなっています。さらに老人医療制度や精神病、結核などの場合にも公費負担の制度があります。このため、医療扶助を受けなくてもよいようになり

質問の内容だけでは、このくらいしかお答えできません。なお、くわしくお尋ねのときは福祉事務所へご相談ください。
福祉事務所長 二宮博男